

## 商品概要説明書

退職者向け定期貯金「マイウェイ」

(令和元年10月1日現在)

商品名	・退職者向け定期貯金 (愛称：マイウェイ)
ご利用いただける方	・退職金お受取後2年以内である満50歳以上の方
期 間	・定型方式 1年 ・預り時のお申し出により自動継続(元金自動継続・元利金自動継続)の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100万円以上退職金額までが上限となります。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利  (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金  (5) 金利情報の 入手方法	・預入時におけるスーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の1年ものの店頭表示利率を適用します。 ・ただし、初回預入の約定利率は、上記店頭表示利率に0.1%を上乗せし、初回満期日まで適用します。 また、同時に当JAに公的年金振込口座を指定(ご予約含む)していただいた場合、または当JAで年金をお受取になっている場合には上記店頭表示利率に0.2%を上乗せし、初回満期日まで適用します。 ・初回満期日以後は、自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割で計算します。 ・20.315%(国税 15.315%, 地方税 5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・店頭表示利率は店頭の表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
確認書類	・原則、退職日または退職金を受け取られた日を確認できる書類(「退職の辞令」「雇用保険受給資格者証」「官報」「退職金受取口座」の通帳等)または、JA所定の退職証明書を提示いただきます。 ・年金振込みに関しては所定の「年金ご予約・申込カード」の提出が必要となります。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) スーパー定期貯金<単利型>の場合 ① 預入期間6ヶ月未満の場合：解約日における普通貯金利率 ② 預入期間6ヶ月以上1年未満の場合：約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (2) 大口定期貯金の場合 ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

<p>中途解約時の取扱い</p>	<p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p> <p>②預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－<math>\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}</math></p>
<p>貯金保険制度（公的制度）</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金、普通貯金、別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること。」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店・出張所または金融共済部 金融課（電話：025-527-2020）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部 金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：025-222-5533） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口へお問合せください。

JAえちご上越